

# 豊橋市立本郷中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめについての基本的な考え方

### (1) いじめについての基本的な認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

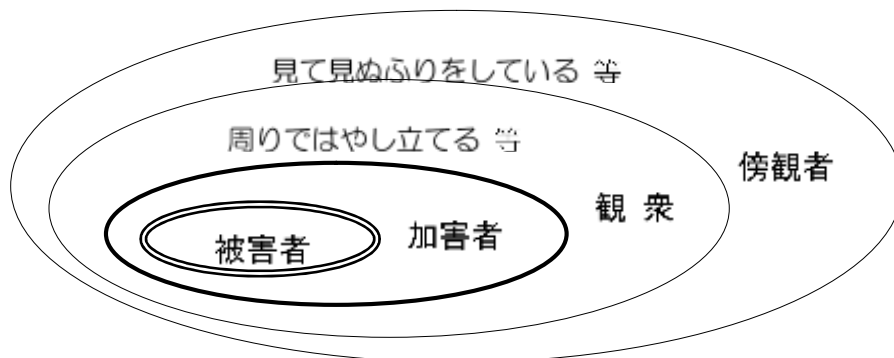
【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」第2条より】

具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【平成25年10月11日文科科学大臣決定『国の基本方針』より】

### いじめの四層構造



いじめはどの集団にもどの児童生徒にも起こり得る問題であると考えます。友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりします。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。

そのため、いじめの四層構造や、児童生徒の人間関係を踏まえた指導が必要であると考えます。日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要があります。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

「いじめをしない・させない・見逃さない」

- ・生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごしてはならない。
- ・教職員は、いじめ防止および対策を学校に課せられた重大な課題としてとらえ、真摯に対応するとともに、いじめを生まない学校づくりに努めなければならない。

【生徒への指導】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、すべての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるようにします。

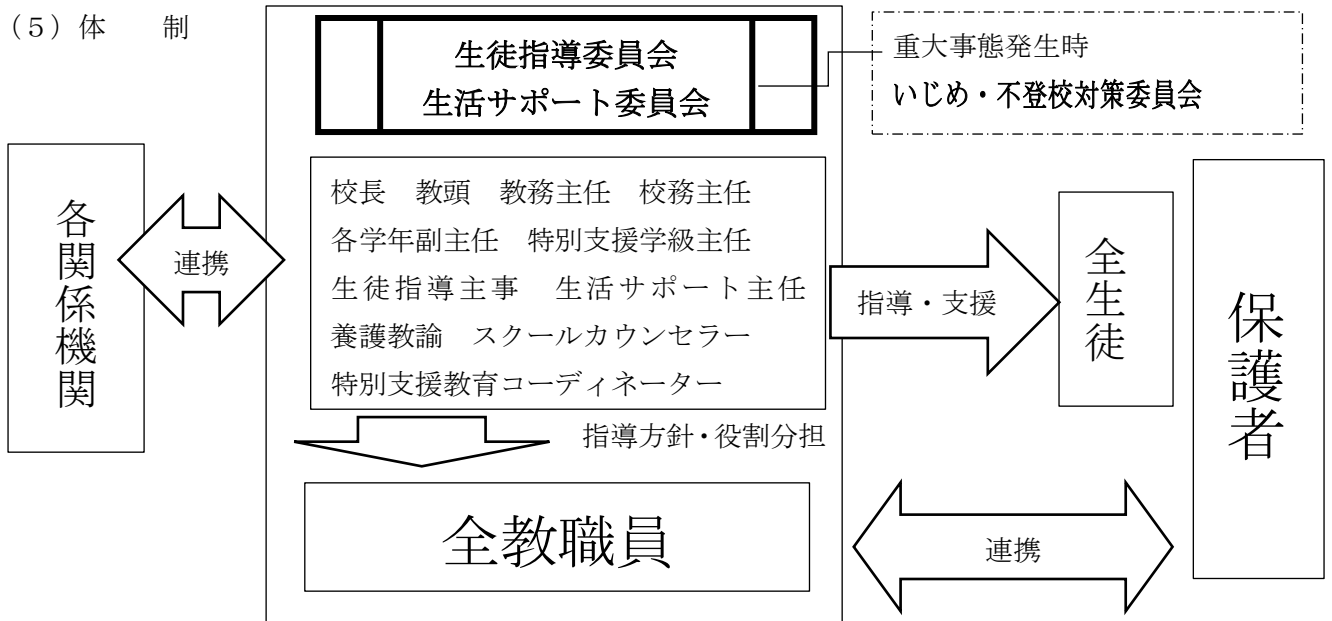
【教職員の責務】

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとします。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めます。特に早期発見については、生徒の変化をみる目を養い、いじめの兆候を決して見過ごさないようにします。いじめを決して許さず、被害生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で指導にあたります。

2 いじめ防止対策組織（生徒指導委員会・生活サポート委員会、いじめ・不登校対策委員会）

- (1) 構 成 員 校長、教頭、教務主任、校務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、生活サポート主任、各学年生徒指導担当、各学年生活サポート担当、特別支援学級主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- (2) 役 割 ○いじめ防止基本方針の策定と見直し  
○いじめの未然防止と対応  
○教職員の資質向上のための校内研修  
○年間計画の企画と実施、進捗のチェック  
○各取り組みの有効性のチェック  
○生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- (3) 開 催 日 生徒指導委員会は、毎週水曜日の第4時限に行います。  
生活サポート委員会は、隔週木曜日の第4時限に行います。  
重大事態発生時には、いじめ・不登校対策委員会を随時開催します。
- (4) 内 容 いじめ、不登校、発達の配慮が必要な生徒、その他気に留めておきたい生徒等について話し合い、現状の把握、改善のための具体的方策、方策の検証を行います。  
※ 毎週金曜日の第4時限に行う主任会の中でも重要ないじめ問題を取り上げます。

(5) 体制



### 3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

学校の重点努力目標に「いじめ撲滅」を意識した『目ざす生徒像』を掲げ、取り組みます。

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ・『よい集団の中でこそ個は育ち、個が育つことで集団は高まる』の理念のもと、個のよさを発揮でき、集団としてのあるべき姿、人としてのあるべき姿を伝え続けます。
- ・温かさやさしさがあり、生徒が居心地のよさを感じる集団づくりに努めます。
- ・わかる授業づくり、できる授業づくり、生徒を生かした授業づくりを行い、学ぶ楽しさを味わわせたいと考えます。
- ・生徒を生かした行事づくりと生徒への適切な支援に努めます。
- ・集会や学級で、ことの善し悪しを教えるとともに、人としての正しい姿を伝え、いじめ防止のために加害者、観衆、傍観者にならない心づくりに努めます。
- ・情報モラル教育を推進し、児童生徒がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導・啓発します。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ・定期的なアンケートの実施：年9回【5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、3月（1、2年）】
- ・定期相談活動の実施：年5回【5月、6月、10月、11月、1月（3年）、2月（1、2年）】
- ・日々の観察と毎日の「生活の記録」の有効活用
- ・日常の中での教職員の情報交換

#### (3) いじめに対する対応・措置

- ・いじめが予見または察知された場合は、迅速かつ誠実に適切な初期対応を行い、早期解決を図ります。
- ・常に被害者の立場に立った対応を心がけます。（不安や悩みを受け止め、深く聴く姿勢。）
- ・全校体制での組織的な対応により、早期にかつ丁寧に解決を図ります。  
※担任一人での対応法を決定することはありません。学年団や生徒指導部を含め必ずチームで対応にあたります。
- ・文部科学省の「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」には、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべきいじめなど学校だけでは対応しきれない場合には、生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応にあたると明記さ

れています。本校でも、その内容に即して迅速に対応します。

⇒①学校内外で発生した児童生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている場合

②被害生徒または保護者の加害側に対する処罰感情が強い場合 等…

・対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応します。

段階	留意点
事実把握	・正確で偏りのない事実調査 ・全体像の把握 ・管理職へすみやかな情報伝達
方針決定	・ねらいの明確化 ・指導役割の分担 ・全職員の共通理解
指導支援	・被害者の心情理解 ・原因の把握 ・加害者の反省 ・加害者と被害者の融和
継続支援	・正確な経過観察 ・再発防止 ・当事者、保護者への継続支援

(4) 年間計画 ※毎週実施する生活サポート委員会の活動は除く

月	生徒	学校全体（教職員）
4月	相談窓口の周知徹底 生徒状況の把握	・4月生活サポート（いじめ防止対策）委員会→年間計画の確認、問題行動調査結果の共有
5月	第1回「学校生活アンケート」の実施 第1回定期相談週間（テスト週間に実施） hyper-QUの実施 本郷祭（体育の部）	・アンケートの分析 ・不登校生徒個々の『校内ケース会議』 ・現職研修「発達障害とその対応について」
6月	第2回「学校生活アンケート」の実施 第2回定期相談週間（テスト週間に実施）	・7月生活サポート（いじめ防止対策）委員会→アンケート、相談の分析、進捗確認
7月	第3回「学校生活アンケート」の実施 三者面談（家庭での様子の把握）	・現職研修：進捗確認、hyper-QU分析
8月		・「居場所づくり」・「絆づくり」の場面の設定を意識した本郷祭の計画・実施
9月	第4回「学校生活アンケート」の実施	・10月生活サポート委員会（いじめ防止対策）委員会：アンケートの分析、取り組みの検証
10月	第5回「学校生活アンケート」の実施 第3回定期相談週間（テスト週間に実施）  合唱コンクール練習  本郷祭（文化の部）・合唱コンクール	・「居場所づくり」・「絆づくり」の場面の設定を意識した合唱コンクールの計画・実施
11月	第6回「学校生活アンケート」の実施 第4回定期相談週間（テスト週間に実施） 第7回「学校生活アンケート」の実施	・相談の分析 ・現職研修「不登校、不適應の対策」 ・学校評価アンケートの実施
12月	三者面談（家庭での様子の把握）	・12月生活サポート（いじめ対策）委員会（アンケート、面接の分析、進捗確認）
1月	第5回相談週間（テスト週間に実施）→3年生	
2月	第8回「学校生活アンケート」の実施	・アンケートの分析

3月	第6回相談週間（テスト週間に実施）→1・2年生 第9回「学校生活アンケートの実施」→1・2年生	・相談の分析 ・3月生活サポート（いじめ対策）委員会：学校評価における年間の取り組みの検証と次年度年間計画の策定
----	--	---

(5) ネット上のいじめに対する対策

① 学校で行われる対策

- ・情報モラル教育の充実に努めます。
- ・携帯電話、スマートフォン等の校内の持ち込みおよび校内での使用を禁止します。

② 家庭に対して行われる対策

- ・生徒の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の使用については、保護者の責任および監督下で行われるよう協力を呼びかけます。
- ・掲示板等の書き込み等については、年度初めに保護者への啓発活動を行います。
- ・保護者、生徒を含めて個人情報の拡散につながるSNSへの書き込みをしないように機会があるごとに確認します。

③ 発生時の対応

- ・市教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現状の回復がなされるよう努めます。

**※インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報します。(文部科学省：「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」より)**

- ・被害生徒・保護者への支援および、加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案に推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くします。

(6) 研究組織を活用したいじめ防止対策

「心づくり部」、「生徒支援部」、「授業づくり部」、「活動づくり部」、それぞれの部の特性や分野を生かします。各部の協力体制のもと、『よりよい自分をえがき、前向きに学校生活を送る生徒』、『満足感や達成感を味わいながら、自らを高め合える生徒』を育成し、いじめのない学校を目指します。

## 4 重大事案への対応

「いじめによる重大事態」とは、「いじめにより学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安としますが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断します。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」（法第28条第1項）をいい、以下のような場合が考えられます。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

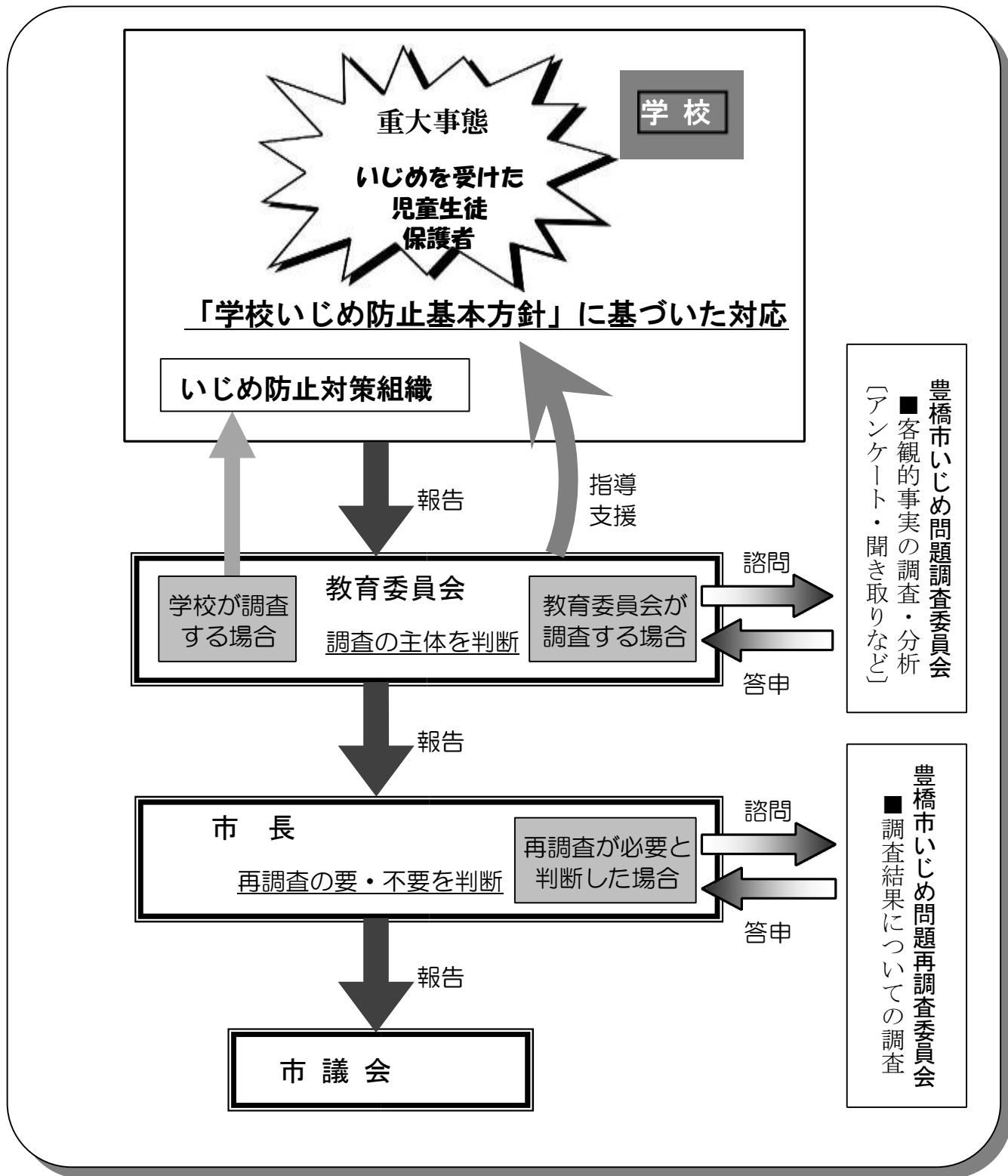
このような疑いがある場合は、次のような対処を行います。また、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」または「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱います。

- ・ 重大事案が発生した旨を、豊橋市教育委員会に速やかに報告するとともに、臨時で『本郷中学校いじめ調査委員会』を開きます。また必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請

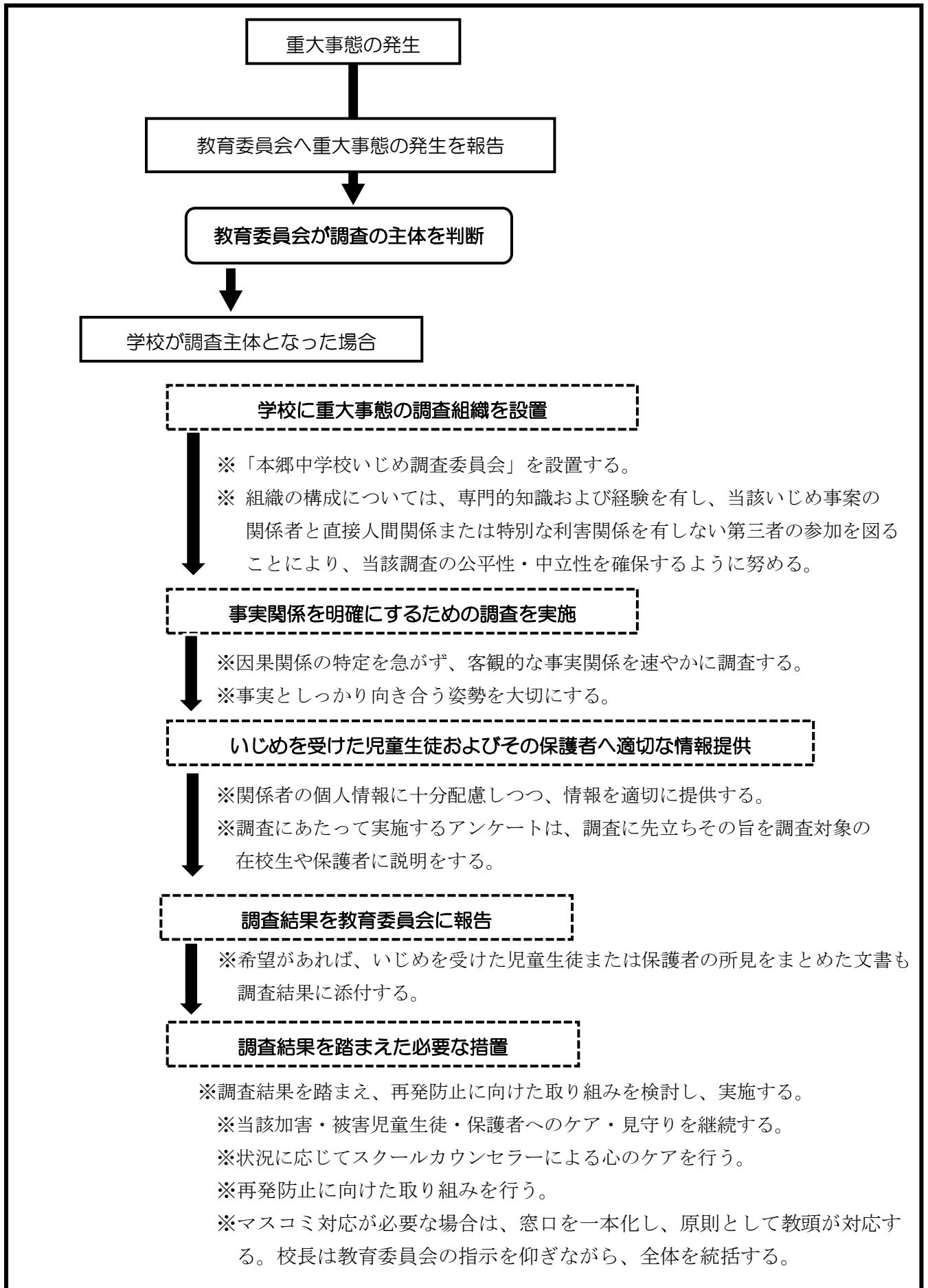
します。

- 学校は、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為をやめさせます。いじめを受けた児童生徒およびいじめを行った児童生徒に対し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行います。
- いじめを受けた生徒について、いじめの解決が困難な場合、または解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障をきたす場合は、いじめを受けた生徒の今後について市教育委員会と協議します。
- いじめを行った生徒について、改善がのぞめず、いじめを受けた生徒の学校生活に著しい支障をきたす場合は、いじめを行った生徒の今後について市教育委員会と協議します。

【いじめによる重大事態に対処に関するフロー図】



## 【重大事態発生時の調査対応図】





【関係機関連絡先】

	機関名	住所・運営組織等	電話番号
行政 ・ 警察	学校教育課	豊橋市今橋町1 市役所東館11階	51-2826
	生涯学習課	豊橋市今橋町1 市役所東館11階	51-2857
	子育て支援課	豊橋市今橋町1 市役所東館2階	51-2325
	ココエール 子ども若者総合相談支援センター	豊橋市松葉町三丁目1 (こども未来館東側)	54-7830
	東三河教育事務所	豊橋市八町通り五丁目4 東三河県庁3階	54-5111 (内線467)
	県教育委員会義務教育課	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-954-6789
	東三河児童障害者相談センター	豊橋市八町通五丁目4 東三河県庁1階	54-6465 (直通)
	豊橋警察署生活安全課少年係	豊橋市八町通三丁目8 豊橋警察署3階	54-0110 (内線272)
	少年愛護センター	松葉町3丁目1-2 子ども若者総合相談支援センター内	21-9123

相談 機 関	教育会館教育相談室	豊橋市神野ふ頭町3-22	33-2115
	こころの健康相談 (健康増進課)	豊橋市中野町中原100 ほいっぷ内	39-9145
	子ども若者総合相談窓口	豊橋市こども若者総合相談支援センター	54-7830
	こども専用相談ダイヤル	豊橋市こども若者総合相談支援センター	080-0200-7832
	いじめほっとライン24	愛知県警察本部	0570-078310
	ヤングテレホン	愛知県警察本部	052-951-7867
	被害少年相談電話	愛知県警察本部	0120-786770
	子ども人権110番	名古屋法務局	052-952-8110
	子ども・家庭110番	中央児童相談所	052-953-4152
	こころの電話	愛知県教育サービスセンター	052-261-9671
	教育相談	愛知県総合教育センター	0561-38-2217

適応 指導 教室	とよはしほっとプラザ東	大岩町火打坂19-16	090-7839-7916
	とよはしほっとプラザ中央	前田南町二丁目19-7	090-7693-2338
	とよはしほっとプラザ西	牟呂町東里26	070-4308-3781

(別紙)

いじめ早期発見のためのチェックリスト

登校時から始業時	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>朝早く登校したり、遅く登校したりする。</li><li><input type="checkbox"/>いつも一人で登下校したり、友達と登下校したりしていても表情が暗い。</li><li><input type="checkbox"/>自分から挨拶しようと思わず、友達からの挨拶や言葉かけもない。</li><li><input type="checkbox"/>元気がなく、顔色がすぐれない。</li><li><input type="checkbox"/>理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目だつ。</li></ul>
授業・学級活動等の時間	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。</li><li><input type="checkbox"/>体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。</li><li><input type="checkbox"/>以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。</li><li><input type="checkbox"/>うつむきかげんで発言しなくなる。</li><li><input type="checkbox"/>学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。</li><li><input type="checkbox"/>配付したプリントなどが届いていない。</li><li><input type="checkbox"/>グループ活動の際、一人だけ外れている。</li><li><input type="checkbox"/>ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。</li><li><input type="checkbox"/>教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。</li><li><input type="checkbox"/>教職員が褒めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。</li><li><input type="checkbox"/>何人かの視線が特定の児童・生徒に集中したり、目配せしたりなどのやりとりがある。</li><li><input type="checkbox"/>発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。</li><li><input type="checkbox"/>特定の児童・生徒の作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。</li><li><input type="checkbox"/>特定の児童・生徒が指名されると、にやにやする者がいる。</li><li><input type="checkbox"/>特定の児童・生徒の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。</li></ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>仲のよかったグループから外され、教室や図書室等で一人ぼつんとしている。</li><li><input type="checkbox"/>一人で廊下や職員室付近をうろうろし、用がないのに職員室で過ごすことが多い。</li><li><input type="checkbox"/>教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。</li><li><input type="checkbox"/>保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。</li><li><input type="checkbox"/>友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子がみられる。</li><li><input type="checkbox"/>遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。</li><li><input type="checkbox"/>遊びの中で、いつも嫌な役をやらされている。(道具の後始末、他)</li><li><input type="checkbox"/>周りの友達に必要以上の気づかいをしている。</li><li><input type="checkbox"/>特定の児童・生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。</li></ul>
下校時	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。</li><li><input type="checkbox"/>玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。</li><li><input type="checkbox"/>いつも友達のを荷物を持たされている。</li><li><input type="checkbox"/>靴や傘等が紛失する。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/>給食時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。</li><li><input type="checkbox"/>給食のメニューによって、配膳の量を極端に多くされたり少なくされたりする。</li><li><input type="checkbox"/>清掃時、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。</li><li><input type="checkbox"/>清掃時、他の児童・生徒から一人離れて掃除や後片づけをしている。</li><li><input type="checkbox"/>清掃時、特定の児童・生徒の椅子や机が運ばれなかったり、放置されたりする。</li><li><input type="checkbox"/>部活動をよく休むようになっていたり、急にやめたいと言ったりし始める。</li><li><input type="checkbox"/>集団活動や学校行事に参加することを渋る。</li><li><input type="checkbox"/>理由のはっきりしない衣服の汚れやけがなどが見られ、隠そうとする。</li><li><input type="checkbox"/>日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現や投げやりな記述が見られる。</li><li><input type="checkbox"/>異なる通学経路から登下校する。</li></ul>